

佐伯市お試し滞在補助制度

佐伯市では、移住を目的に本市へ訪問して移住活動をした方に対して、宿泊費と交通費の一部を補助する「佐伯市お試し滞在補助」を創設しました。ぜひご利用ください。



【対象者】

- 大分県外にお住まいの方
- 60歳以下の成年者（高校生を除く）の方
- 移住活動を行うため佐伯市を訪れる方
 - ※移住活動・・・①市役所での相談
 - ②市内宅建業者を通じて物件の現地確認を必ず行う必要あり（①及び②は2日以上行う必要あり）



【補助の内容】

- 1泊目から最大3泊目までの宿泊費を補助します
 - ※1泊1人あたり最大4,000円（飲食代含まず）まで（～中学生までは最大3,000円まで）
 - ※補助対象者及び同行する世帯員
- 交通費を2名分まで補助します（定額・下表の通り・高校生を除く成人のみ）
- 1週間前までに申請書類等を提出し交付決定を受けること。



補助対象者の現住所地	補助金の額
宮崎県	3,000円
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県又は鹿児島県	5,000円
山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島県、岡山県、島根県又は鳥取県	7,000円
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県又は滋賀県	15,000円
上記以外の都道府県	20,000円

【問合せ先】

大分県佐伯市中村南町1番1号
佐伯市役所 地域振興課 ふるさと振興係
TEL : 0972-22-3033
FAX : 0972-22-0025
E-mail : saiki-eiju@city.saiki.lg.jp

佐伯市お試し滞在補助制度 ご利用の流れ

★は申請者が行う手続きです。



STEP 1 まずはお電話でお問合せください

- ◆佐伯市 地域振興課 ふるさと振興係
- ◆電話番号：0972-22-3033
- ◆受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

活動予定日、内見希望の空き家バンク、宿泊有無等を確認させていただきます。



STEP 2 お試し滞在を実施する 1 週間前までに、市役所窓口又は郵送で申請

<必要な書類>

- ◆補助金交付申請書（様式第 1 号） ◆住民票謄本
- ◆活動計画書（様式第 2 号） ◆暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第 3 号） ◆その他市長が必要と認める書類



STEP 3 交付決定

「補助金交付決定通知書（様式第 4 号）」を送付し、補助金の交付が決まったことをお知らせします。



STEP 4 お試し滞在の実施

以下の活動はどちらも必ず 2 日以上行う必要があります。

- ◆市役所での相談 ◆市内宅建業者を通じて物件の現地確認



STEP 5 お試し滞在終了後、活動報告書等を提出

<必要な書類>

- ◆実績報告書（様式第 6 号） ◆活動報告書（様式第 7 号）
- ◆補助対象経費の領収書コピー ◆その他市長が必要と認める書類
- ※宿泊料金の明細がわかるもの（宿泊証明書等）



STEP 6 確定通知

「補助金の額の確定通知書（様式第 8 号）」を送付し、補助金の確定額をお知らせします。



STEP 7 確定通知を受領後、補助金交付請求書を提出

<必要な書類>

- ◆補助金交付請求書（様式第 9 号）



STEP 8 補助金のお支払

ご指定の口座にお振込みします。